

○利根町振興計画策定委員会設置要項

昭和62年7月16日

告示第2号

改正 平成3年8月21日告示第4号

平成18年3月29日告示第7号

平成19年3月22日告示第10号

平成19年6月27日告示第42号

平成24年5月1日告示第27号

平成29年9月29日告示第52号

(設置)

第1条 利根町振興計画の策定について、必要な事項を協議するため、利根町振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 振興計画策定についての方針，基本構想，基本計画及び実施計画に関する事項
- (2) その他計画策定についての重要な事項

(構成)

第3条 策定委員会は、委員長，副委員長及び委員をもって構成する。

2 策定委員会の委員は、教育長及び各課等の長とし、委員長には教育長，副委員長には総務課長をもってあてる。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第4条 策定委員会の補助機関として次の専門部会を置く。

- (1) 都市基盤・生活環境部会

- (2) 福祉・保健・医療部会
- (3) 教育・文化部会
- (4) 産業部会
- (5) 町民参画・行政財政部会

2 専門部会は、委員長が指名する職員をもって組織し、専門部会ごとに計画立案作業を行うものとする。

(会議の開催)

第5条 会議は、策定委員会にあつては委員長、専門部会にあつては当該部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席を求めることができる。

(資料の提出等の依頼)

第6条 策定委員会は、振興計画策定に関し必要と認めるときは、学識経験者、関係行政機関その他関係団体等に対して、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

(策定に関する施策の報告等)

第7条 委員長は、策定に関する事務の適正な運営を確保するため振興計画策定に関する状況、会議、施策の調査研究の経過を町長に報告し必要な方策を講ずるものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、企画課において行う。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年告示第4号)

この告示は、平成3年9月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第7号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第10号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第42号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年告示第27号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成29年告示第52号）

この告示は、平成29年10月1日から施行する。